

平成 27年 06月 12日

国土交通大臣 殿

## 地域型住宅グリーン化事業 適用申請書

本申請書の内容により、地域型住宅グリーン化事業の適用を申請します。  
この申請書及び添付資料に記載の事項は、事実と相違ありません。

地域型住宅の名称

木の家

グループの名称

みまさか木の家 岡山普及会

直近採択グループ番号

04-0286-0381

※過去に地域型ブランド化事業で  
採択を受けたグループは記入

(グループ代表者)

代表者名

米山 敏夫

代表者印

代表者所属先

YONEYAMA1級建築士事務所(木の家事務局)

代表者構成員番号

IX-1

代表者所在地

岡山県岡山市中区東川原161-1-204

代表者電話番号

086-273-6969

(グループ事務局)

事務局事業者名

YONEYAMA1級建築士事務所(木の家事務局)

事務局構成員番号

IX-1

事務局担当者名

米山 敏夫

印

事務局郵便番号

703-8255

事務局所在地

岡山県岡山市中区東川原161-1-204

事務局電話番号

086-273-6969

事務局FAX

086-273-4020

事務局担当者E-mail

office.yoneyama@nifty.ne.jp

1. 地域型住宅の名称(必須)	木の家
2. グループの名称(必須)	みまさか木の家 岡山普及会
3. 直近採択グループ番号(必須)	04-0286-0381
4. 地域型住宅供給対象地域(必須)	中国、四国、近畿、山陰
5. 結成年(必須)	2008 年
6. グループ代表者名(必須)	米山 敏夫
7. グループ代表者の所属先(必須)	YONEYAMA1級建築士事務所(木の家事務局)
8. グループ代表者の構成員番号(必須)	IX-1
9. グループ代表者所在地(必須)	岡山県岡山市中区東川原161-1-204
10. グループ代表者電話番号(必須)	086-273-6969
11. グループ事務局事業者名(必須)	YONEYAMA1級建築士事務所(木の家事務局)
12. グループ事務局の構成員番号(必須)	IX-1
13. グループ事務局担当者名(必須)	米山 敏夫
14. グループ事務局郵便番号(必須)	703-8255
15. グループ事務局所在地(必須)	岡山県岡山市中区東川原161-1-204
16. グループ事務局電話番号(必須)	086-273-6969
17. グループ事務局FAX番号(必須)	086-273-4020
18. グループ事務局担当者E-mail(必須)	office.yoneyama@nifty.ne.jp

(構成員数)		(構成員を含まない理由)
I. 原木供給	5	国有林となる為、一部事業者としての登録が出来ない
II. 製材・集材製造・合板製造	11	原木を直接、建材流通事業者へ供給する場合がある為、製材事業者を経由しない場合がある
III. 建材流通(木材を扱わない事業者を除く)	11	製材事業者より直接プレカット事業者への供給をする場合がある為、建材流通事業者を経由しない場合がある
IV. プレカット	5	施工業者に手刻みでの加工がある為、プレカット事業者を経由しない場合がある
V. 設計	22	
VI. 施工	14	
VII. 省エネルギー設備等の流通	3	
VIII. 木材を扱わない流通	2	
IX. I～VIII以外の業種	3	

A. 使用する地域材に関する事項 (必須)	対象となる地域材の名称	地域材の産地	認証制度等の名称	国内・国外
			※以下該当の①、②、③の番号を番号記入欄に記入してください。 ① 都道府県の産地認証制度等によるもの ② 民間の第三者機関による認証制度(FSC、PEFC、SCEC等) ③ 林野庁作成の「木材・木製製品の合法性、持続可能性のためのガイドライン(平成18年2月)」に基づき合法性が証明されるもの	番号記入欄
	中国・四国・山陰・近畿・九州地域材	中国・四国・山陰・近畿・九州地域	合法木材証明制度	3 国内
B. 平成27年度における補助対象の木造住宅の申請戸数及び地域材加算申請戸数 (必須)	長寿命型(長期優良住宅) 経験工務店+未経験工務店の合計 16 戸		地域材加算合計 16 戸	
	うち経験工務店による長期優良住宅 合計 6 戸	うち未経験工務店による長期優良住宅 合計 10 戸	地域材加算(うち申請が確定) 1 戸	地域材加算(うち申請が未確定) 15 戸
	うち申請が確定 1 戸	うち申請が未確定 5 戸	うち申請が確定 0 戸	うち申請が未確定 10 戸
	うち申請が未確定 5 戸			
C. 平成27年度における補助対象の優良建築物の申請棟数及び床面積 (優良建築物を供給するグループのみ必須)	高度省エネ型(認定低炭素住宅) 合計 13 戸		地域材加算合計 13 戸	
	うち申請が確定 3 戸	うち申請が未確定 10 戸	地域材加算(うち申請が確定) 3 戸	地域材加算(うち申請が未確定) 10 戸
	うち申請が未確定 10 戸			
D. 当提案が採択された場合の各住宅事業者における補助対象戸数の配分ルール (必須)	長寿命型(長期優良住宅) 経験工務店+未経験工務店の合計 16 戸		地域材加算合計 16 戸	
	うち経験工務店による長期優良住宅 合計 6 戸	うち未経験工務店による長期優良住宅 合計 10 戸	地域材加算(うち申請が確定) 1 戸	地域材加算(うち申請が未確定) 15 戸
	うち申請が確定 1 戸	うち申請が未確定 5 戸	うち申請が確定 0 戸	うち申請が未確定 10 戸
E. 平成26年度の執行状況 (H26年度地域型ブランド化事業採択グループのみ必須)	長寿命型(長期優良住宅) 経験工務店+未経験工務店の合計 16 戸		地域材加算合計 16 戸	
	うち経験工務店による長期優良住宅 合計 6 戸	うち未経験工務店による長期優良住宅 合計 10 戸	地域材加算(うち申請が確定) 1 戸	地域材加算(うち申請が未確定) 15 戸
	うち申請が確定 1 戸	うち申請が未確定 5 戸	うち申請が確定 0 戸	うち申請が未確定 10 戸



























1. 地域型住宅の名称・対象地域(必須)	(地域型住宅の名称) 木の家	(地域型住宅供給対象地域) 中国、四国、近畿、山陰
2. グループの名称・結成年(必須)	(グループの名称) みまさか木の家 岡山普及会	(結成年) 2008年
3. 過去のブランド化事業採択グループ番号(必須)	04-0286-0381	
4. 地域型住宅グリーン化事業のねらいに対する取り組み ※記入した内容において「必ず実施する取組み」の場合は◎印、「グループが目指す目標」の場合は○印を右欄に記入してください。 ※住宅と建築物(非住宅)の両方を申請する場合において、取り組みに違いがある場合は、その旨を具体的に記入してください。		
ア. 特徴ある地域型住宅の目標設定		
【平成27年度対応方針】		◎、○ 記入欄
①地域の気候・風土等に根差した地域型住宅の重視する性能	主として瀬戸内地方の温暖・晴天という気候・風土に位置する為、「みまさか木の家 岡山普及会」の地域型住宅“木の家”ブランドの住宅は平成25年基準の改正省エネルギー基準(当面は住宅事業建築主の判断基準仕様も可とする)相当の性能を標準とする。	◎
②地域の気候・風土等に根差した地域型住宅の建て方や様式	当「みまさか木の家 岡山普及会」の地域型住宅“木の家”ブランドの住宅は、構造的に丈夫な総2階建てを旨とし、2階床梁・小屋梁を現し化粧とした 民家型住宅様式とする。	○
③地域の気候・風土等に根差した地域型住宅のデザインルール	当「みまさか木の家 岡山普及会」の地域型住宅“木の家”ブランドの住宅は、瀬戸内の温暖な気候に適した 軒を深くしたデザインとし、夏の日射対策を考慮したデザイン(建築主との協議による)とする。 又、内装仕上げについて 壁は塗り壁又は和紙クロス貼、床は地域材の無垢床材を標準とすることとする。	○
④①～③の背景	当「みまさか木の家 岡山普及会」グループの活動域は 主に瀬戸内地方といわれる 温暖で、晴天が多く、台風等の災害が少ない地方の為、住宅の要求性能は低く、主として夏季を旨とした建て方とする考え方による。	◎
⑤その他 ※上記項目以外でグループ独自のルール・目標があれば記入	地域の住宅建築産業の発展と活性化の為、地域材を使った 地域に根ざした住まいを消費者に届けることとする。 又、住宅建築技術の継承・継続の為にも 手刻み加工・木舞組土塗壁構法の伝統的構法をも推奨することとする。	○
イ. 効率的な住宅生産体制の整備		
【平成27年度対応方針】		◎、○ 記入欄
a. ①用材の寸法規格化や建材の統一、標準仕様の設定	当「みまさか木の家 岡山普及会」の地域型住宅“木の家”ブランド住宅について、モジュール・基礎形状・階高等の標準寸法、断熱材仕様等の標準仕様を設定する。	◎
②建材・資材調達の共同化や事務の合理化	「みまさか木の家 岡山普及会」グループとして 地域木材・建材資材の調達・共同購入ルートの確保により 建設コストの縮減を図り、よって消費者へのコスト削減の還元を図る。 又、資材調達の共通化・一元化を行う事により、事務コストの合理化も図る。	○
③生産の合理化等に向けた委員会等の検討実施体制	当「みまさか木の家 岡山普及会」の地域型住宅“木の家”ブランド住宅の生産合理化に向け グループ内に企画委員会を設置して合理化に向けた検討実施体制を立ち上げる。	◎
④生産の合理化等に向けた事務局の役割	生産合理化に向けた企画委員会を設置し、合理化の窓口を事務局とする。	◎
b. ①グループの信頼性向上に向けた施工基準の整備	当「みまさか木の家 岡山普及会」の地域型住宅“木の家”ブランド住宅の施工基準については、住宅金融支援機構仕様又は長期優良住宅仕様を標準とするが、今後独自の施工基準の整備に取り組むこととする。 まず手始めに、基礎構造は「地中梁工法」を標準とすることを検討するが、当面は従来のベタ基礎工法も可とする。	◎
②グループの信頼性向上に向けた検査ルールの設定	当「みまさか木の家 岡山普及会」の地域型住宅“木の家”ブランド住宅の検査は、「専業設計事務所」であるグループ内の担当設計事務所により、土法・建築基準法に則り検査を行うものとする。	◎
③グループの信頼性向上に向けた見積・積算のルール化	当「みまさか木の家 岡山普及会」の地域型住宅“木の家”ブランドの住宅の見積りは、水増し見積りではない 正しい「原価」による「原価公開方式」の見積り方式による。	○
④グループの信頼性向上に向けたその他の具体的取組	設計は グループに属する「専業設計事務所」により、工事監理は同様にグループに属する「専業設計事務所」によることとする。 又、当地域型住宅“木の家”ブランド住宅は、グループに属する専業設計事務所による許容応力度計算による構造の安全を確認することとし、地震に強い安全な“木の家”とする。	◎
その他 ※上記項目以外でグループ独自のルール・目標があれば記入	当「みまさか木の家 岡山普及会」の地域型住宅“木の家”ブランドの住宅の積算・見積りは、担当設計事務所が行うことを前提とする。	○

※) 行の高さについては記載する文章の長さなどにより適宜、調整して下さい。

1. 地域型住宅の名称・対象地域(必須)	(地域型住宅の名称) 木の家	(地域型住宅供給対象地域) 中国、四国、近畿、山陰
2. グループの名称・結成年月(必須)	(グループの名称) みまさか木の家 岡山普及会	(結成年) 2008年
3. 過去のブランド化事業採択グループ番号(必須)	04-0286-0381	

4. 地域型住宅グリーン化事業のねらいに対する取り組み ※記入した内容において「必ず実施する取組み」の場合は◎印、「グループが目指す目標」の場合は○印を右欄に記入してください。  
※住宅と建築物(非住宅)の両方を申請する場合において、取り組みに違いがある場合は、その旨を具体的に記入してください。

ウ. 長期にわたる住宅メンテナンス体制の整備			
【平成27年度対応方針】			◎、○ 記入欄
a	①住宅履歴情報の共通管理 診断・点検方法の共通化	住宅の長寿命化に向けて消費者・請負者の両者により消費者の求めに応じて住宅履歴情報の蓄積を行い、消費者の安心と信頼を確保する。 又、住宅の診断と点検は、1ヶ月、6ヶ月、1年目は請負者の負担により、又 3年、5年、10年、20年、30年目点検は消費者の負担により行うものとする。	◎
	②メンテナンス・リフォーム 基準の整備	メンテナンスは、3年、5年、10年、20年、30年目点検時に消費者の求めに応じて行うこととする。 又、リフォームの要望が有る場合は 状況をよく把握している新築時の請負工務店において誠実に対応することとする。	◎
	③住まいの管理・DIY相談会 体験会などの実施	当「みまさか木の家 岡山普及会」の地域型住宅「木の家」ブランドの住宅は、瀬戸内の温暖な気候に適した 軒を深くしたデザインとし、夏の日射対策を考慮したデザイン(建築主との協議による)とする。 又、内装仕上げについて 壁は塗り壁又は和紙クロス貼、床は地域材の無垢床材を標準とすることとする。	○
	④グループ内における維持 管理検討委員会等の設置	当「みまさか木の家 岡山普及会」グループの活動域は 主に瀬戸内地方といわれる 温暖で、晴天が多く、台風等の災害が少ない地方の 為、住宅の要求性能は低く、主として夏季を旨とした建て方とする考え方による。	○
b	①グループ構成員の倒産廃 業時のバックアップ体制	地域の住宅建築産業の発展と活性化の為、地域材を使った 地域に根ざした住まいを消費者に届けることとする。 又、住宅建築技術の継承・継続の為にも 手刻み加工・木舞組土塗壁構法の伝統的構法をも推奨することとする。	○
	②グループ独自の瑕疵担保 ルールの整備	「みまさか木の家 岡山普及会」の地域型住宅「木の家」ブランド住宅の瑕疵担保の保全の為、「木の家」ブランドの住宅は必ず住宅瑕疵担保 履行法に基づき住宅瑕疵担保責任保険に加入することとする。	◎
	その他 ※上記項目以外でグループ独自 のルール・目標があれば記入	「みまさか木の家 岡山普及会」グループ共通の維持保全計画書を作成し、消費者の求めに応じて点検方法・診断基準に準じたメンテナ ンスの実施と報告を行うこととする。	◎
エ. グループの技術力の向上			
【平成27年度対応方針】			◎、○ 記入欄
a	①未経験工務店等への施工 技術研修会等の開催	「みまさか木の家 岡山普及会」内の設計事務所グループにより 「地域型住宅」の施工未経験工務店への施工方法等の研修会等を開催 する。	◎
	② ①の研修会等の実施内容 とその開催頻度	「みまさか木の家 岡山普及会」の地域型住宅「木の家」ブランド住宅の 長期優良住宅タイプ、低炭素住宅タイプ、ゼロエネ住宅タイプの各 仕様、施工方法等を講習する。 その頻度は、1回/年程度とする。	◎
	③総合的な需給計画の策定 等の中長期的な取組	当「みまさか木の家 岡山普及会」の地域型住宅「木の家」ブランド住宅の施工基準については、住宅金融支援機構仕様又は長期優良住 宅仕様を標準とするが、今後独自の施工基準の整備に取り組むこととする。 まず手始めに、基礎構造は「地中梁工法」を標準とすることを検討するが、当面は従来のベタ基礎工法も可とする。	◎
	④ ③に基づく業種ごとの合 理化への取組	原木供給～製材～木材流通～プレカットの各事業者間に於いては、流通の合理化・コストの合理化の為に、各事業者間の流通の合理化 に努めることとする。そして 設計～施工の事業者間においては、設計の合理化と施工の合理化に努め消費者へのコストの削減寄与に努 める。	○
b	①省エネ技術講習会への参 加目標人数	「みまさか木の家 岡山普及会」の構成員の省エネ技術講習会への今年度の参加目標は 10事業所の参加を目標とする。	○
	②省エネ技術講習会への参 加促進のための取組	「みまさか木の家 岡山普及会」として、省エネ技術講習会へ参加するように各構成員に働きかける。	◎
c	①新たな技術等の導入や開 発の検証のための方法	当「みまさか木の家 岡山普及会」の地域型住宅「木の家」ブランドの住宅の積算・見積りは、担当設計事務所が行うことを前提とする。	○
	②新たな技術等の導入や開 発に向けた実証実験の実 施等	近年主流となっている <人通り補強の無い!「ベタ基礎工法」>に変わり、人通り補強の要らない「地中梁型基礎工法」を開発・導入し、 実施することとする。	◎
	その他 ※上記項目以外でグループ独自 のルール・目標があれば記入	「みまさか木の家 岡山普及会」として、伝統的構法の「石場建構法」の研究、計画 そして実施建築を行うこととする。	○

※) 行の高さについては記載する文章の長さなどにより適宜、調整して下さい。



1. 地域型住宅の名称・対象地域(必須)	(地域型住宅の名称) 木の家	(地域型住宅供給対象地域) 中国、四国、近畿、山陰
2. グループの名称・結成年月(必須)	(グループの名称) みまさか木の家 岡山普及会	(結成年) 2008年
3. 過去のブランド化事業採択グループ番号(必須)	04-0286-0381	

4. 地域型住宅グリーン化事業のねらいに対する取り組み ※記入した内容において「必ず実施する取組み」の場合は◎印、「グループが目指す目標」の場合は○印を右欄に記入してください。  
※住宅と建築物(非住宅)の両方を申請する場合において、取り組みに違いがある場合は、その旨を具体的に記入してください。

オ. 地域の産業・住文化・景観等への寄与

【平成27年度対応方針】		◎、○ 記入欄	
a	①地域材ごとの使用部位(必須)	使用する地域材の材種は、地域の 杉、桧、松、栗等とし、主要構造材である 土台、柱、桁梁の過半に使用することとする。	◎
	②地域材ごとの1棟当たりの使用量とその占める割合(必須)	地域材を、主要構造材である 土台、柱、桁梁の50%以上 又は 4.0 m3以上使用することとし、又、羽柄材・仕上げ材に 2.0 m3以上の地域材を使用することとする。	◎
	地域材利用に関する共通ルール(必須)	主要構造材の過半に、グループ構成員の提供する地域材を使用する。	◎
	地域材の流れ(フロー図)などグループの取組に関する補足説明	地域材の供給フローは、原木供給→製材→木材流通→プレカット→施工 の流れとする。但し、流通の合理化・加工方法その他の理由により上記の構成員を経由しないこともあることとする。	○
b	①地域材の在庫量や価格情報を把握・共有のための仕組み	「みまさか木の家 岡山普及会」のグループ構成員の流通・プレカット事業者ネットを利用し、事務局において価格情報・地域材の在庫量を把握し、グループ構成員の要求に応じて各情報を提供する。	○
	②グループ全体における地域材の需給予測	「みまさか木の家 岡山普及会」グループにおける地域材の需要量に対して 供給量は充分に有り 今年度は供給に支障は無い。	○
c	①-1 畳の活用	ここ瀬戸内地域においては、畳の需要は減少しているが、畳の利点は多々ある。その利点をPRし 消費者に利用を働きかけることとする。	○
	①-2 和瓦の活用	地域型住宅「木の家」ブランド住宅の外観の標準デザインの屋根材は「和瓦」とする方針とする。但し、高度省エネ型住宅を選択し、太陽光パネルを屋根面に設置する場合は、北側隣家への日照を配慮する為 鉄板葺の1.5寸勾配の緩勾配屋根とする。	○
	①-3 襖の活用	地域型住宅「木の家」ブランド住宅に和室があり間境建具が必要な場合は間境襖を、押入がある場合は、建具は「押入襖」とする事を検討することとする。	○
	①-4 障子の活用	地域型住宅「木の家」ブランド住宅に和室がある場合、「内障子」の活用を検討することとする。	○
	②その他地域の伝統的な素材や意匠の活用	地域型住宅「木の家」ブランド住宅には伝統的な素材である、漆喰や焼杉を使用し、地域に溶け込むデザインに活用することとする。	○
d	①地域の伝統的なデザインを継承する取組	「みまさか木の家 岡山普及会」グループの住宅の設計は、グループに属する専門設計事務所によることとしている為、各設計事務所により地域の伝統的なデザインの住宅を設計することとする。	○
	②地域の住まい方の継承につながる取組	「みまさか木の家 岡山普及会」グループの住宅には、地域の伝統的な住宅の住まい方の空間要素である「土間空間」を盛り込むことを検討することとする。	○
	③地域の街並み形成へ寄与する取組	「みまさか木の家 岡山普及会」グループの住宅は、地域の町並み形成に寄与する為、道路境界部分は植栽とすることを検討することとする。	○
	④和の住まいの要素を取り入れた取組	「みまさか木の家 岡山普及会」グループの住宅には、「和」の要素である「真壁」構法を取り入れることを検討することとする。	○
	その他 ※上記項目以外でグループ独自のルール・目標があれば記入	「みまさか木の家 岡山普及会」グループの住宅は、「梁現し化粧」構法とし、床材は地域の杉・桧・松・栗材等とし 内壁仕上げは塗り壁又は和紙クロス貼壁とする。	○

その他

【平成27年度対応方針】		◎、○ 記入欄
東日本大震災の復興に資する取組	「みまさか木の家 岡山普及会」グループとして、東日本大震災の復興に資する為に 生産に簡便で合理的・省コスト・省エネルギー・高耐久・高断熱、そして生活のし易い快適な最新の省エネ高断熱住宅の提案を作成・公表し、建設を促すことにより東日本大震災の復興に資することとする。	◎

※) 行の高さについては記載する文章の長さなどにより適宜、調整して下さい。